

韓国における会計改革の現状と課題

咸 剛 国

要 旨

韓国에서는 1997년말의 경제위기를 계기로 회계정보의 객관성과 투명성을 높이기 위한 제도개선이 이루어졌다. 기업회계기준을 국제회계기준에 맞추어 개정하고, 그의 설정권을 정부로부터 독립시켜 민간기관에 위탁시키고, 외부감사제도의 기능을 강화시키는 조치등이 그 내용이다.

본 연구에서는 한국의 회계를 더욱 발전시키기 위한 방안으로 기업과 감사인 및 감독기관의 업무규정을 지키려는 노력, 민간회계기준설정기구가 원래의 취지대로 기능할 수 있도록 실질적 독립성과 권위의 보장 및 운영자금을 전액 민간자금으로 전환할 필요성을 지적하였다. 또한 회계정보와 감사의 질이 자본시장에서 평가되는 시스템의 확립, 국제회계기준의 무조건적 수용이 아니라 기업과 시장의 경쟁력을 감안하고 한국적 특성을 반영하는 방향에서 회계를 발전시켜 나가는 적극적인 전략이 필요하다는 것을 제안하고 있다.

앞으로도 지속적으로 국제적 회계기준의 변화추세를 모니터링하여, 관련제도를 잘 정비하고 이행하여 나가는 것만이 유용하고 신뢰성 있는 회계정보를 시장에 제공하게 될 것이다.

キーワード.....韓国 企業会計基準 会計基準委員会 監査委員会

はじめに

グローバル化が進行し、経営環境がますます複雑化及び多様化している。このように複雑な環境において限定された資源を、最も効率的に利用し、最適な経済的效果を得るためには、合理的な意思決定がなされなければならない。

情報利用者たちの意思決定に有用な情報提供を目的とする会計は、多様化された利害関係者たちの要求を充足させるため、国際的に比較可能で、信頼することができる会計情報の提供を追求するようになった。よって、各国においては国際的慣行に合うように会計基準を改善することによって、国際市場から海外資本調達促進と貿易取引を増大させ、経済発展を図っている。

1997年末に韓国において発生した経済危機によって企業経営の透明性がより一層求められ

た。また、会計分野においては企業会計基準の国際化を含んだ全面的な会計制度の改編が要求された。そして、会計情報の透明性を高めるための一連の会計制度の改編が行われている。具体的には、企業会計基準が国際会計基準に合わせて改正され、主要財閥企業に対する企業集団結合財務諸表の作成が義務化され、企業会計基準の設定を政府から独立させ民間に委託し、さらに、監査委員会とピュア・レビューの導入などの外部監査制度の強化などがなされた。このようなインフラの構築によって透明で高い信頼性を持った会計情報を提供することが期待される。

本研究の目的は、韓国における企業会計基準の胎動から現在に至るまでの発展過程を概観し、特に最近の重要な変化や、その内容を紹介し、今後の会計制度を発展させるための方案を提示することである。したがって、研究の方法は理論的な接近方法を採用している。

本研究の構成と内容は以下の通りである。第一に、韓国の企業会計基準の生成と発展に関連した歴史の足跡、現行の企業会計基準の体系と構造と内容を紹介する。第二に、まず、企業会計基準の民間設定機関としての韓国会計研究院の設立に至る経緯とその機構、企業会計基準の設定や改正と関連したその役割、運営に必要な資金の調達について考察する。さらに、新しく導入された企業会計基準の体系と企業会計基準の設定・改正プロセスなどを紹介する。第三に、外部監査制度と関連した内容と問題点を指摘し、会計情報の信頼性を高めるための外部監査制度の補完機構としての監査委員会、ピュア・レビュー等の導入を考察する。第四に、今後の韓国における会計の発展にとって重要だと思われる点を指摘した。

企業会計基準の歴史

1. 生成及び発展

韓国における企業会計基準は1958年6月の「企業会計原則」及び7月の「財務諸表規則」の公表、1974年7月の「上場法人等の会計処理に関する規定」設定、1981年12月の「企業会計基準」設定、1998年12月の企業会計基準全面改正などの転換点を経て、持続的に発展してきた¹⁾。

企業会計基準の始まりは1958年6月に、財務部長官の諮問機構とした財政金融委員会の企業会計原則制定分科委員会が中間報告の形態として「企業会計原則」を設定し公表したことである。また、企業実務において実際に適用するための財務諸表の用語・標準様式と作成方法を具体的に定める「財務諸表規則」は同年7月に財務部令として公表され、1959年1月から施行された。このような「企業会計原則」と「財務諸表規則」によって企業会計制度の根幹となる会計処理基準が確立された。

その後、韓国の経済が急速に発展するにつれ、企業会計制度を再整備することになる。1962年に制定された証券取引法、1968年に制定された「資本市場育成に関する法律²⁾」、1972年に

発表された「経済の安定と成長に関する大統領の緊急命令³⁾」と1972年に制定された「企業公開促進法⁴⁾」は経済界の大きな変化として新しい会計制度の定立を要請することになる。特に上場企業の数が増えて、証券市場が成長することによって上場法人に対する会計処理基準を別に設定することになる。1974年に「上場法人などの会計処理に関する規定」が大統領令として、そして、1975年には「上場法人などの財務諸表に関する規則」が財務部令として公布された。これによって会計制度上の会計処理基準は上場法人と非上場法人に二元化された制度となった⁵⁾。また、1977年に証券管理委員会と証券監督院が会計制度の運営を全て受け持つ機構として創設され、有価証券の発行、管理、監督を統括して、会計規制にも影響力を行使することになる。これらの機関は資本市場を健全に育成・発展させ、投資者の保護、財務構造改善、公示制度を確立した。

「株式会社の外部監査に関する法律⁶⁾(以下、「外監法」という)」が1980年12月に制定・公布されたことによって、企業の外部監査が拡大し、企業会計基準の設定に対する根拠が証券取引法から「外監法」に移された。また、証券管理委員会のなかで会計制度諮問委員会が設置されて、会計処理基準と会計監査基準の設定、会計監査に対する監理業務を遂行して会計規制機構としての役割を担当した⁷⁾。その後1981年12月「外監法」によって「企業会計基準」が設定された。この「企業会計基準」は「外監法」によって手続法の性格を持った法条文の形式にされた。さらに、上場法人と非上場法人、企業会計原則と財務諸表規則等を統合して単一化し、その内容を大部分承継して、以前の企業会計関連規定は全部廃棄された。

経済環境の変化に合わせ、「企業会計基準」は1984年、1985年、1990年には2回、1992年、1994年、1996年に2回、97年末まで都合9次の改定を経て発展してきた。その主要内容は1985年から「連結財務諸表基準」が「企業会計基準」から分離され、別途で設定され、1994年の第6次改正には、財政状態変動表をキャッシュフロー計算書で代替した。しかし、「企業会計基準」の設定及び改正の主体が政府のため、政府の政策目的によって一貫性または国際的な整合性のない変更が頻繁になされたという批判を受けた。

1997年12月31日には「金融監督機構設置等に関する法律」が制定公布されたことにより、会計基準設定機関であった証券管理委員会は廃止され、その業務は金融監督委員会⁸⁾と証券先物委員会⁹⁾に委譲された。また、1998年1月8日には「外監法」が改正されて、会計処理基準の設定権限が金融監督委員会に委譲された。これによって金融監督委員会は1998年4月1日に「企業会計基準」を新たに設定した。そして、1998年12月12日付で、国際会計基準と合致させる方向で「企業会計基準」を全面改正した。

1999年6月30日に韓国会計研究院が設立されて、「企業会計基準」に対する構造の改善方向、概念体系の検討、既存の準則及び解釈の検討を終えた後に、企業会計基準書設定のための研究課題を進行させている。2001年6月の現在、7つの公開草案を発表、及び今年3月30日には「企業会計基準書」第1号として会計変更と誤謬修正を発表した。

2. 企業会計基準の体系

現在、韓国の会計処理基準は企業会計基準を母体にして、業種別会計処理準則、企業結合関連会計処理準則、その他の準則があり、下位規定として企業会計基準などに関する解釈及び企業会計基準書と企業会計基準解釈書で構成されている。また、この会計処理基準は企業会計基準と呼ばれる¹⁰⁾。

企業会計基準は他の会計処理基準を設定ができる根拠を提供するだけでなく、会計処理上の一般原則を提示することによって、その下位規定について指導原理として機能する。会計処理準則は会計処理基準の細部的な事項を定めるとして 13 の準則がある。すなわち、企業結合関連会計処理準則には連結財務諸表準則等の 3 つ、業種別会計処理準則には建設業会計処理準則等の 8 つ、その他準則には原価計算準則等 2 つの準則である。また、会計処理基準の細部事項に対する補完的説明として特別損益の分類等の 60 件の解釈がある。企業会計基準の体系を要約すれば、図-1 の通りである。

図-1 企業会計基準の体系

韓国 企業 会計 基準	準 則	企業会計基準(2000.8.25 改正)		
		業種別 会計処理準則	建設会計処理準則(99.12.23 改正)	企業会計基準書
			リース会計処理準則(99.12.8 改正)	
			銀行業会計処理準則(99.12.8 改正)	
			証券業会計処理準則(99.12.8 改正)	
			保険業会計処理準則(99.12.8 改正)	
			証券投資信託業会計処理準則(99.3.24 制定)	
			総合金融業会計処理準則(99.3.24 制定)	
			相互信用金庫業会計処理準則(99.12.8 改正)	
		企業結合関連 会計処理準則	企業引受合併等に関する会計処理準則 (99.3.24 制定)	企業会計基準 解釈書
			連結財務諸表準則(2000.3.24 改正)	
			企業集団財務諸表準則(2001.5.4 改正)	
		その他の準則	原価計算準則(99.12.8 改正)	
分期・半期財務諸表準則(99.6.23 改正)				
企業会計基準等 に関する解釈	特別損益の分類等の 60 件			
財務会計概念体系(99.12.21 制定)				

(出典)李相周、「国際会計基準の受容のために韓国会計制度の改善に関する研究」、『経営教育論叢』

第 20 集、新羅大学校、2000.2、38 頁により、修正の上作成。

現在の企業会計基準は新しい企業会計基準書が発刊される場合には、発刊日現在に有効な企業会計基準の関連規定を振替して¹¹⁾、今後の企業会計基準の体系は企業会計基準書と企業会計基準解釈書の体系で変化する予定である。また、財務会計概念体系は法的強制力は持っていないが、具体的な企業会計基準を設定するにおいて最も一般的な原則、すなわち財務会計の理論的根拠を提供する役割になる。

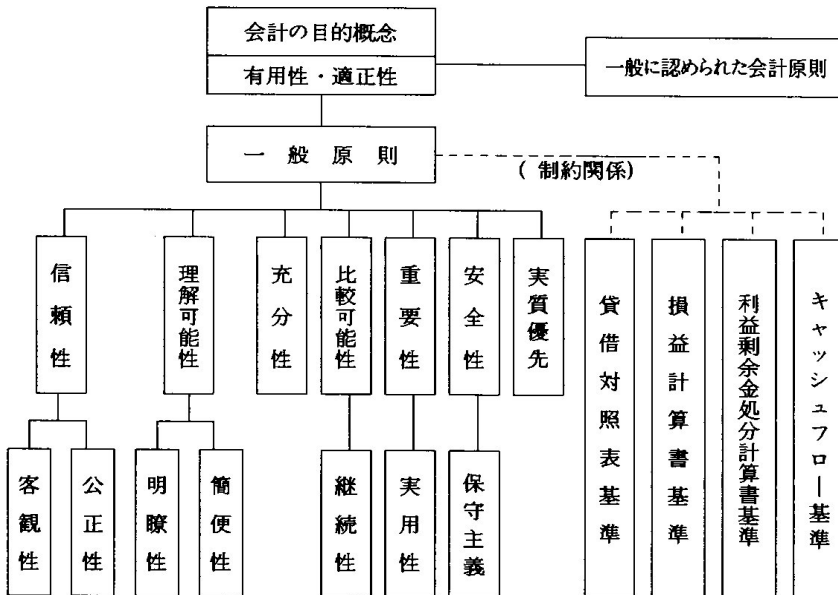
3. 「企業会計基準」の構造

現在、「企業会計基準」の構造は 総則(基準の構成、制定主体、財務会計の目的、一般原則など)、貸借対照表、損益計算書、資産及び負債評価、利益剰余金処分計算書、キャッシュフロー計算書、注釈及び附属明細書などに分けて構成されている。

まず、「企業会計基準」の目的は『外監法』第13条の規定によって同法の適用を受けた会社の会計と監査人の監査へ統一性と客観性を附与するための会計処理及び報告に関する基準を定めること¹²⁾」として定めて、また「企業会計基準の制定の主体は韓国会計研究院が『外監法施行令』第7条2項によって設置した会計基準委員会の審議・議決を経て遂行する¹³⁾」として定めている。さらに、「財務会計は、会計情報の利用者が企業実体と関連して、合理的な意思決定を行うことができるよう、財務上の資料を一般に認められた会計原則によって処理し、有用かつ適正な情報を提供することを目的とする¹⁴⁾。」としている。企業会計基準の目的条項は、利用者のために会計情報の提供を指向するものであるといえる。

会計処理及び報告において準拠すべき指針としての一般原則には、信頼性、理解可能性、充分性、比較可能性、重要性、安全性、実質優先の諸原則がある。このような「企業会計基準」の構造を一般原則を基軸としてまとめると、図-2の通りである。

図-2 韓国の現行「企業会計基準」の構造



(出典)高承禧、「韓国の企業会計基準の理論的背景」、『会計』(森山書店、1994.7)第152巻第7号、126頁により、修正の上作成。

韓国の現行の「企業会計基準」の第2章によると、「貸借対照表は、企業の財務状態を明確に報告するために、貸借対照表日現在のすべての資産、負債及び資本を適正に表示しなければならない¹⁵⁾。」と定めている。続いて、貸借対照表の作成基準が次のように掲げられている。すなわち、区分表示、総額主義、1年基準、流動性配列、剰余金区分、未決算項目と備忘勘定の使用禁止の6つである。また、資産に関する基準を、流動資産(当座資産と棚卸資産)と固定資産(投資資産・有形資産・無形資産)に区分して定めている。負債に関する基準は、流動負債と固定負債とに区分して定めている。資本に関する基準は、資本金(普通株資本金と優先株資本金)、資本剰余金、利益剰余金または欠損金、資本調整の4つに区分して定めている。

また、同第3章においては、「損益計算書は、企業の経営成績を明確に報告するために、その会計期間に属するすべての収益とそれに対するすべての費用を適正に表示しなければならない¹⁶⁾。」と定めている。これに基づいて、発生主義、収益・費用の対応表示、総額主義、損益区分計算の4つの基準が掲げられている。損益の区分は、売上総損益、営業損益、経常損益、法人税差減前純損益、当期純損益の5つに分けられている。

資産及び負債の評価基準(同第4章)については、取得原価を基礎として評価することを原則とする。但し、名目上の価額と現在価値との差異が重要な場合には、現在価値によって評価することが認められ、資産と負債の経済的実質価値を示すようにしている。例えば、有価証券及び市場性ある投資株式は公正価額によって評価し、棚卸資産については正味実現可能価額が取得原価より下落した場合には正味実現可能価額によって評価しなければならない。

利益剰余金処分計算書(同第5章)は、利益剰余金の処分事項を明確に報告するための繰越利益剰余金の修正と利益処分の内容を報告するものである。当期純損益と前期繰越利益剰余金(または前期繰越欠損金)に、前期誤謬修正損益及び中間配当額を処分前利益剰余金勘定に振り替えた後、株主総会でこの処分案に対する決議手続を経て、利益剰余金計算書を作成する。

キャッシュフロー計算書(同第6章)は企業の現金及び現金等価物のフローを示した表として、現金の変動内容を明確に報告するための当該会計期間に属する現金の流入と流出の内容を適正に表示しなければならない。キャッシュフロー計算書は営業活動・投資活動・財務活動によってキャッシュフローとして区分し表示し、これに基礎の現金を加算し期末の現金を産出する形式で表示する。韓国において資金計算に関する制度は、1976年に財務諸表の付属明細書の一つとして資金運用表が導入されたことが始まりであるが、1981年から財政状態変動表に変更され、貸借対照表及び損益計算書と並ぶ基本財務諸表へと格上されて作成されてきたが、1994年の基準の改正時にキャッシュフロー計算書で代替された。キャッシュフロー計算書の制度化は、企業活動の多様化につれて貸借対照表による情報の重要性が強調されることになり、企業が利害関係者の要求する多様な会計情報を提供すべきことになったので、資金情報の開示がさらに強調されることとなった。

企業会計基準の設定プロセスの変化

1. 韓国会計基準委員会

(1) 設立経緯

韓国における1997年の通貨・金融危機の直接的原因は流動性の不足にあるが、何よりも韓国の企業が外部借入に依存する過大な外形膨張と重複投資、経営の透明性、責任性の欠如、道德的弛緩等がその根底にある。また、韓国企業の財務諸表が国際的に承認されうる会計基準に準拠しておらず、開示の不完全、外部監査人による厳格な監視機能の欠落等によって、企業と金融機関が作成した財務諸表の信頼性を損ねたことも重要な要因となっていたことが一般的な見解であった¹⁷⁾。

金融危機を解消するために、世界銀行から借款協定を締結する当時、韓国政府が世界銀行と合意した資本市場の効率化のための様々な制度改革事項の中には企業財務情報の透明性を高めることと関連した事項などが含まれた¹⁸⁾。このような脈絡から、1998年9月に韓国の政府は世界銀行との間に政府から独立した民間の会計基準設定機関を1999年6月までに設立することで合意した。この協定によって、世界銀行の技術支援借款で民間の会計基準設定機構の設立に関する調査研究が遂行された。また、金融監督委員会は同年4月27日に韓国において民間の会計基準設定機構の推進計画を発表し、5月に韓国公認会計士会などの13団体¹⁹⁾で設立準備委員会が構成された。さらに、6月30日には創立会員総会が開催され、組織運営に必要な定款を確定するによって、独立した民間の会計基準設定機構としての韓国会計研究院(The Korean Accounting Institute: KAI)が設立された。また、設立のための法的手続と組織を整備して、1999年9月1日に韓国会計研究院の開院及び韓国会計基準委員会が発足された。

また、2000年1月12日に外監法第13条第4項を新設し、金融監督委員会が証券先物委員会の審議を経て定めるようにした会計処理基準に関する業務を、専門性を持つ民間法人または団体に委託することができるという内容に法律を改正した。2000年7月27日に外監法施行令第7条の2を新設し、会計処理基準に関する業務を韓国会計研究院にその設定権を委託する内容の改正をした。これによって、民間機関として韓国会計研究院(以下、「会計研究院」という)及び韓国会計基準委員会(以下、「会計基準委員会」という)は本格的に企業会計基準の設定及び改正に関する業務を開始した。

(2) 組織と機能

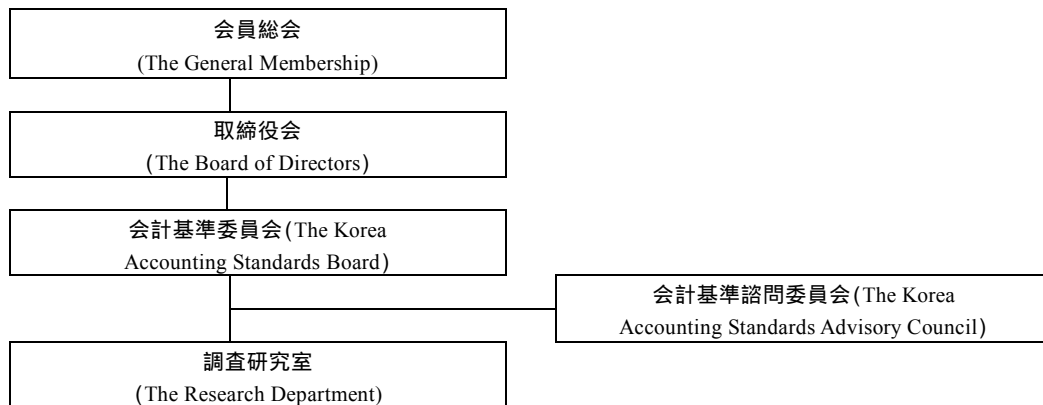
会計研究院の組織構成は図-3の通りである。各組織の役割として、まず会員総会は、韓国証券取引所、大韓商工会議所、韓国公認会計士会等の14の非営利機関から構成されて、会計基準委員会のメンバーを選び、予算を編成して会員間に会費を配分する役割をする。

取締役会は会員総会から選出された、会計研究院長と会計基準委員会の副院長の2人の常任委

韓国における会計改革の現状と課題（咸）

員と 9 人の非常任取締役、1 人の監事で構成されて、組織運営と関連した意思決定を行っている。

図-3 韓国会計研究院の組織



(出典)韓国会計研究院のホームページによる (<http://www.kasb.or.kr/enghome.nsf/1.4.organization>)。

会計基準委員会は、会計研究院長が兼任する委員長と常任委員 1 人と 5 人の非常任委員で構成されて、委員の任期は 3 年で、再任が可能である。会計基準の設定・改正及び解釈などの機能を行なう。この機構は韓国における米国の FASB(米国財務会計基準審議会)と同じ役割を遂行している。

会計基準諮問委員会は会計基準委員会の常任委員を委員長として、産業界、公認会計士及び会計学教授による 19 人の非常任委員で構成されており、新しい企業会計基準等の必要性、既に公布された企業会計基準等の再検討の必要性、企業会計基準等の設定・改正案、会計基準委員会の構造及び運営手続、会計基準委員会の研究課題チームの組織と構成等に対する諮問を会計基準委員会に提供する²⁰⁾。

調査研究室は 7 人の常勤の研究者と会計を専門とする 6 人の非常勤の教授が 2001 年 6 月現在に従事しており、会計基準の設定・改正に関する基礎調査研究を遂行し、会計基準委員会の円滑な業務遂行を支援している。

(3)資金の調達

会計研究院の運営に必要な資金は 2 つの源泉から調達されている。その一つは民間団体に 14 の会員会社からの民間拠出金があり、他の一つは法令による金融監督院から支給されている分担金がある。

外監法第 13 条第 6 項においては、金融監督院が証券取引法第 206 条の 8 第 1 項 2 号の規定によって徴収する分担金の 100 分の 5 を超過しない範囲内で、大統領令が定める通りに会計研究

院に支援することができる根拠があり、外監法施行令第7条の2第3項においては、分担金の100分の4を会計研究院に支援するように明示している。これによって金融監督院は有価証券発行手数料の100分の4に該当する金額を2001年度から毎期に分けて年間4回支給しなければならない。一方、会計研究院は金融監督院から毎期支援を受けた分担金の50%以上を運営資金とは別の基金で積立しなければならないし、基金の積立限度については制限がない²¹⁾。

会計研究院の場合、法令によって徴収された公的資金の依存度が非常に高い構造を見せている²²⁾。しかし、財政事項と関連して法令に明示して、金融監督委員会または金融監督院からの財政的独立性を最大限に保障している。すなわち、金融監督委員会及び金融監督院は財政と関連した、資金支援のパイプ役であるに過ぎない²³⁾。

2. 会計基準設定手続

(1) 企業会計基準の新たな構造

今までの企業会計基準は成文法の形式によって条文の形に構成されて、解釈、適用及び判断において恣意性を助長したとの批判があった。したがって企業会計基準、準則、解釈の構造を持つ現行の体系は国際的な趨勢によって「企業会計基準書」、「企業会計基準解釈書」、「企業会計基準適用事例」という体系に転換しているところである。

「企業会計基準書」は、国際会計基準などとの整合性を高めて、実務の適用上の偏差を減らすために勘定科目別に説明書様式の構造を採択している。また、その内容には要約、目次、目的、適用範囲、用語の定義、会計処理方法、注釈の開示、適用日、経過措置と附録が含まれる。また、基準書の設定順序と主題によって一連の分類番号を附与する。基準書の末尾には票決の結果を実名で公開し、反対した委員の論拠を記載する。基準書の内容を修正する新たな基準書が発刊する場合は、修正される内容だけを収録する基準書が発刊される。

「企業会計基準解釈書」は、「企業会計基準書」のなかで扱わない細部の実行指針を記述し、技術的な問題などを事例を中心に解説したり、基準書の適用に必要な実務指針を提供する。解釈書は、基準書の内容中に一般的な表現に対する明確な解釈が必要な場合、基準書の内容と関連して追加的な会計問題が認識される場合など、企業会計基準書の内容を改正する必要はないが、補完が必要な場合に公表するになる。

「企業会計基準適用事例」は、企業会計基準を実務に適用する過程に提起され、多様な質疑に対する返信の中で、一般的な適用性がある部分として構成する。

(2) 企業会計基準の設定手続

韓国における現行、企業会計基準の設定及び改正に関連した最大の特徴は、デュー・プロセスによって業務処理がなされることである。企業会計基準の設定及び改正は次のような手続で遂行される。まず、企業会計基準の設定及び改正のための発意は会計基準委員会の自体的な審

議結果、意見照会機関の要請、学界また業界の問題提起等がある場合、そして必要性が認められる場合に、会計研究院は企業会計基準の設定または改正に対する計画を樹立する²⁴⁾。合わせて、会計研究院は発議された特定問題に関する討議資料を作成するために、外部の学者と会計監査専門家及び産業界の専門家が参加する課題研究チームを構成し、調査・研究業務を遂行する。また課題研究チームは、企業会計基準書の設定・改正のためのディスカッション・ペーパーを発刊する。会計研究院の調査研究室は、提出された討論書に対する検討と外部の意見を基礎し、企業会計基準などの設定・改正作業の背景、関連規定、代案ごとの根拠と問題点などを含んだ企業会計基準書の草案を作成するになる。このように作成された基準書の草案は、会計基準諮問委員会の検討を受けて会計基準委員会に提出する。会計基準委員会は企業会計基準書草案を審議した後、最終的に確定・公布する形式で公開草案(exposedraft)を議決し、これを最小限 30 日間にわたって KASB のホームページ(<http://www.kasb.or.kr>)のインターネット通信網、刊行物等を通じて予告し、意見照会機関等の利害関係者たちの検討意見を広く求めている。また、重要な問題について、会計基準委員会が必要だと認められる場合には、利害関係者及び専門家の意見を聴取するために公聴会を開催する。公開草案に対する予告期間に提出され、検討意見及び公聴会から聴取され意見は、会計基準委員会が検討して最終案において反映するか否かを決定することになる。

会計基準委員会の意思決定は、在籍委員の過半数の賛成によって決定され、少数意見がある場合には、企業会計基準書の末尾にその内容を示さなければならない。会計基準委員会の審議を経て確定された企業会計基準の設定案または改正案は遅滞なく金融監督委員会に対して当該基準を報告及び一般に公布する。

このように設定・公布された企業会計基準の効力は金融監督委員会に対する報告にかかわりなく、有効な企業会計基準として効力を発揮することになり、企業会計基準の施行上発生する様々な問題に対しても、会計基準委員会が一次的な責任を負う。また、金融監督委員会は外監法の規定²⁵⁾によって利害関係人の保護、国際的会計処理基準の合致等のために必要だと認められる場合は、企業会計基準の内容を修正することを要求できる。この場合、会計基準委員会は正当な事由がない限り、これに応じなければならない。しかし、これらの修正要求権は明文上「修正を要求することが出来る権限」のみで、直接「会計処理基準を修正することが出来る権限」または「修正を命令することが出来る権限」ではない。したがって、金融監督委員会の修正要求について会計基準委員会は審議を経て、その要求を受容するかどうかを最終決定することができる。米国の場合、SEC(証券取引委員会)の事実上の承認がない場合、FASB が設定した会計基準が公布・施行されることができないことと比較すると、民間機関として韓国の会計基準設定機関の独立性は、とても高く保障されていることが分かる²⁶⁾。

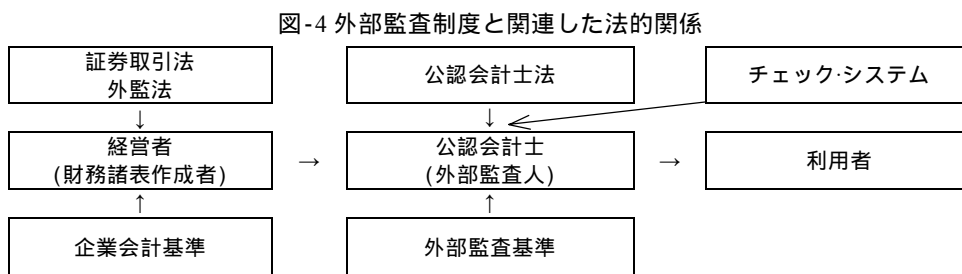
外部監査制度の変革

1. 外部監査制度の現況

韓国において外部監査制度の発展段階は1950年以後の導入期、1967年以後の実行期、「外監法」が制定された1980年以後の成長期²⁷⁾、1998年以後からは国際化期で4段階に区分することができる。

外部監査制度は企業が提示する財務諸表が一般に認められる会計原則によって作成するかどうかについて、企業から独立した外部監査人が意見を表明する制度を言う。すなわち、企業の経営者が企業会計基準によって財務諸表を作成するかどうかについて、株主、債権者などの一般財務諸表利用者は分かりにくいので、企業の影響をうけない会計専門家に財務諸表の監査を受けることによって、会計情報の信頼性を確保することである。

外部監査人の役割は、財務諸表の作成責任を持つ経営者とその財務諸表を利用し、投資・貸出等の意思決定をする場合の利用者の中間段階に位置し、財務諸表の適正性を判断することである²⁸⁾。外部監査制度と関連した法的関係は図-4のように表示することができる。



(出典)鄭基英外、「外部監査の必要性、問題点と改善方向」、『経営経済』(啓明大学校産業経営研究所、1990.1)第23輯、332頁。

企業の経営者は企業会計基準に準拠し、会計処理及び財務諸表を作成しなければならない。このように作成された財務諸表が、外部監査の対象となるかどうかの基準は「企業の直前事業年度末の資産総額が70億ウォン以上のものとして例外法規の適用を受けない場合²⁹⁾」に従って決定される。外部監査人は監査業務の遂行とその結果を報告することにおいて会計監査基準を遵守しなければならない。また、監査人の業務に対するチェック、すなわち外監法の第15条のチェック規定によって証券先物委員会が担当しているが、その業務の一部は韓国公認会計士会に委託することができるようにしている。監査契約の締結は任意契約制度によって成立され、監査報酬は基本的に被監査企業の総資産の規模に基づいて決定された。

韓国の監査市場の問題点として、まず、政府の規制と関連して、監査料に対する上限、年間における監査回数、監査法人の規模による被監査企業の制限、頻繁な証券先物委員会に

よる外部監査の選定等を挙げることができる³⁰⁾。次には、高い水準の監査に対する需要が低いこと、監査人の交替が正当な企業経営または業務上の理由に基づかない場合が多いこと、特に外部監査が被監査企業との妥協によって意見を提示し、独立的に意見を提示しないことが何よりも重要な問題点だった。

2. 監査制度の変革内容

会計情報の透明性を高めるための主要事項なかで会計監査制度の改善と関連して、コーポレート・ガバナンスに対する補完として、1998年に社外取締役制度、社外監査役制度、監査選任委員会制度が法律改正によって導入されて実施されている。また、2000年には監査委員会の導入、2001年の外監法及び公認会計士法の改正によって、ピュア・レビューと監査人の企業間の相互関連性を最小化し、独立性を強化させる方向で制度化した。

(1) 監査委員会制度

韓国において監査委員会は、1999年12月31日に改正・施行された商法と2000年1月8日に改正された外監法の規定によって監査委員会制度が2000年度から導入された。米国、英国等と同じで韓国にも取締役会の構成は、支配株主また最高経営者と関連がない社外取締役が50%以上を占めるようにしている。監査委員会の制度化は経営支配構造を改編し、最高経営者の独善的な経営を牽制・監視することにその目的がある。

まず、監査委員会の構成は取締役会傘下の小委員会として3人以上の取締役で構成され、独立性確保のため総委員の3分の2以上を支配株主また経営陣と関連がない社外取締役で構成するようにしている。委員会は決定事項を効率的に執行するための監査委員会の決議で代表者(委員長)を選定するようにしている。また監査委員会の委員は取締役中で取締役会の決議で選任されるが、その候補者を社外取締役全員で構成された候補推薦委員会から在籍委員の3分の2以上の賛成で推薦することによって、監査委員選任過程において支配株主や経営陣の関与を源泉的に遮断している。常勤監査委員の資格要件及び選任手続と関連して、社外取締役制度が定着されない時点で、社外取締役だけとして監査委員会を構成する場合、監事機能の専門性と効率性が、低下することも考慮して、その資格要件と選任手続を厳格に制限している。

社外取締役中心の取締役会制度が定着され、取締役会の意思決定機能の独立性及び客観性を確保することができて、監査委員会も社外取締役として構成されるため、独立的な位置から経営陣の経営を牽制・監視することができ、経営の透明性を高めることが期待される。しかし、社外取締役を中心にする取締役制度と監査委員会制度の導入だけで、すぐ監査機能の実効性が保障されることはない。監査委員会制度が経営監視機構としてその機能を効率的に遂行するためには、金融に対する専門的な知識と経験を持っている有能な社外取締役を迎え入れることが、何よりも重要な要因である。

(2)ピュア・レビュー

公的会計に対する規制は、私的規制・自己規制・公的規制の三つに分けることができる。この中で公認会計士の自己規制とは、他の外部団体に頼らず自身で規制を行うことをいう。自己規制には会員の資格要件の規定、技術的基準及び行動規範の制定、サービス品質の維持及び基準遵守可否に対する監視、基準違反に対する処罰などが含まれる³¹⁾。強力な自律規制を追求するによって監査サービスの品質を高める目的として、監査法人など監査人が自律的に会計監査結果をチェックするシステムとしてピュア・レビューを導入し、その実効性を高めるための、外監法及び同法施行令を改正したことがある。

韓国公認会計士会の内に民間専門家として構成されピュア・レビュー委員会を設置し、監査法人に対して最小3年に1回以上、チェックを実施する。ピュア・レビュー委員会の傘下に非常設組織として学界、業界等の専門家チームでチェックをするチームを構成する。チェックの内容は、監査法人の監査業務に対する独立性・監査手続等の審査及び質的統制基準が適正に運営されるかどうかを調査する。さらに、その結果は証券先物委員会に報告して、証券先物委員会は事後制裁などの必要な措置を施行するようにしている。

(3)公認会計士の独立性強化

監査人の独立性を強化するため、公認会計士に対する企業との相互関連性を最小化し、発生可能な監査過程においてのモラル・ハザードを防止するようにしている。また、公認会計士の監査業務が制限される企業の範囲を拡大している。すなわち、公認会計士本人または配偶者が、株式か出資持分のいずれかを持っている場合、持分率0.01%以上、または取得原価で3千万ウォンの以上を所有している企業に対する監査業務を遂行することを制限している。さらに、監査報酬として株式、ストック・オプション、転換社債及び新株券附社債等を受けられないように規制している。

会社側の不当な監査人交替を防止し、監査人の独立性を高めるため、会社からの解任または契約期間中に交替される場合、監査人が会社の監事または監査選任委員会に口述あるいは書面で意見を陳述することができるように規定³²⁾している。また、監査法人が積み立てる損害賠償基金³³⁾の年間積立限度を拡大するように規定し、損害賠償責任能力を拡充するようにしている。このような規定変化は、最近の韓国での監査と関連し、法的な訴訟が発生している現実の反映とも言える。

今後の課題

最近数年間に渡って韓国においての会計処理基準及び会計監査制度と関連する変化は会計革命といわれるくらい急速で、かつ大きな変化だった。しかし、「真正な改革の成功は外向的な制

度改革だけでなく、このような制度を導いて行く人と、これを受容し適切に運用して出ていく人達の意識が心から変化することによるものである。外向的制度の変化は目に見えるため導くことが易しいが、意識の変化は目に見えないため導くのが難しい。ただ、共感滞を形成することこそが達成可能なことである³⁴⁾」という表現は、制度の改革より、将来に行かなければならない道が遠いことを示している。韓国における会計の発展にとって重要だと思われる6つの点を指摘したい。

第一に、企業会計基準の移行と関連して、今、韓国は国際的に整合性を高め、信頼できる会計情報を提供するインフラを構築している。しかし、会計制度が国際化されなかったため、必ずしも比較可能性を高めているとか、有用な情報を提供しているとは見ることができない。さらに重要なことは、今まで整備された会計システムが効率的に作動するように企業・利用者・外部監査人・監督機関等、皆が本然の趣旨に合わせて、各自の役割を遂行する努力が基本的に前提とされなければならないということである。

第二に、会計基準設定機構と関連して、韓国政府は40年以上も企業会計基準を設定・改正する役割を果たしてきた。2000年以降、法律に根拠をおいた民間機構(KASB)を作り、その権限を委任しているが、形式的な法的独立性ではなく、実質的な独立性の保障がどのくらい可能であるのかが問題である。特に、会計基準委員会の運営資金の多い部分は金融監督院から徴収される公的資金を受けている。この理由による業務において影響または圧力を受ける場合、独立性は損傷されるだろう。したがって、会計団体及び企業から寄附金等の純粋民間資金として運営されることができるとする案の用意が必要だと思う。

第三に、企業会計基準の権威と関連して、民間機構が作った企業会計基準も、政府が会計基準を作った場合と同じ法律に基づいているので、会計基準委員会が議決する企業会計基準は強力な効力を持つようにしている。しかし、民間機構が設定・改正した基準に対して、企業会計基準と同じく企業は受容するかどうかという問題が予想される。会計基準委員会が法律によって委任された業務を、権威を持って遂行できるように、政府による積極的な支援が必要だと思う。

第四に、企業の会計情報と監査の質が正しく評価される市場システムの確立が必要である。このような市場システムにおいては、経営者が正確な会計情報を提供する努力をすれば、容易に資本市場から資金を調達することができ、企業に有利に作用する。また、低質の会計情報を提供すれば、市場によって見破られ、結局高いキャピタル・コストを負担することになる。すなわち、真摯な企業は貸出市場から低い利子を適用してもらうことができ、真摯な姿勢を担保としてもっと多くの資金の調達ができ、株式市場でより高い価格で株式を発行することができる。結局、透明で信頼できる会計情報だけが市場を支配することになる。

第五に、グローバルな時代に会計の信頼性と透明性を高めるためには企業会計基準の国際化が必須であるが、韓国の環境に合わせて企業会計基準を改正しなければならない。すなわち、

企業会計基準が国際会計基準と異なるにしても、無条件に国際会計基準を受容しなければならないという単純な論理は警戒されなければならない。会計基準国際化の窮極的な目的は国際的水準の透明な企業会計基準を作ることではなく、これを通じて企業と市場の競争力を高めることである。したがって、企業会計基準の国際化を模索するうえで、発生可能な効益と費用を正確に分析し、効益が費用を上まわるように、韓国的特性を反映して、企業を保護することができる方向で企業会計基準の発展がなされねばならない。

第六に、企業会計基準の国際化戦略と関連して、外部的な要因によって国際会計基準を単純に導入する受動的態度は正しくない。これからは会計基準の国際化に適用する受動的態度から出て、世界的な会計基準の設定過程に能動的に参与し、韓国の利害を反映することができる積極的な会計戦略が模索されなければならない。また、このためには、まず韓国の会計環境を明確に認識して、国際会計基準及び国際的に広く通用される会計基準を持続的にモニタリングして分析するによって、国際的水準の企業会計基準を設定しなければならない。

おわりに

韓国は1990年代以後、会計基準の国際化を標榜して企業会計基準の改正を持続的に推進して来ているにもかかわらず、国際的な会計環境の変化には効果的に対応してない。その大きな理由は企業が資本市場から直接金融を通じて資本調達するより、間接金融に依存する比重が大きく、資本市場が未成熟であり、国際会計基準に対する需要もあまり多くない点を指摘することができる。

企業会計基準をもっと発展させるためにはインフラを構築することが重要であるが、構築されたインフラを遵守する及び発展させる努力、民間会計設定機構が良く機能することができる実質的な独立性と権威の保障、また公的資金の依存から純粋民間資金に運営されることのできる方を模索することが今後の課題である。また、会計情報の市場メカニズムを確立し、企業の会計情報と監査人の監査の質が市場から正しい評価をされること、無条件に国際会計基準を受容するのではなく企業と市場の競争力を高めるように韓国的特性を反映する企業会計基準の発展を模索すること、グローバル環境において積極的かつ主導的に参加する国際化戦略の必要性を指摘した。

なによりも、会計の発展に重要な要因は、経済的な論理によって企業会計基準が設定されるように、社会の雰囲気を作成して、会計設定機関・学者・専門家・規制機関が持続的に、国際的会計基準の変化の趨勢をモニタリングして、関連制度をよく整備し、移行することだけが、有用かつ信頼性のある会計情報を市場に提供することになるだろう。

<注>

- 1) 韓国会計基準委員会、「会計基準書前文」、2000.9、(<http://www.kasb.or.kr/kai-kasb/NewStandard.nsf/accountview>).
- 2) 1968年11月22日に公布された法律として、政府の証券政策を総合的に集約し、立法化された最初の法律で韓国の資本市場に画期的な転換点を用意する里程碑になった。
(<http://home.ewha.ac.kr/~jhkim/project/002sec/10/증권의%20의의%20발전.htm>).
- 3) 国民生活の安定と向上、経済の均衡的な成長を促進するための政策として、企業が使っている私債の規制、特別金融制度の実施、信用保証制度の拡充、物価の凍結などを主要内容としている。「8.3 私債凍結措置」ともいう(張泳、「韓国の企業会計制度の発展過程に関する研究」、慶熙大学大学院博士学位論文、1997、21~22頁)。
- 4) 企業の公開を促進し、企業の円滑な資金調達と財務構造の改善を企図して、国民の企業参与を誘導し、国民経済の健全な発展に寄与することを目的として公布された。1968年の「資本市場育成に関する法律」とともに韓国において資本市場が大きく発展する契機になった。1987年「資本市場育成法」が全面的に改正されて、吸収統合された(<http://www.jjang.com/digitbook/tusang/terms/기업공개촉진법.html>).
- 5) 鄭源吉、「透明性確保のための企業会計制度の研究」、『徐羅伐大論文集 16』、徐羅伐大学校、1999.12、P.74。
- 6) 「株式会社から独立した外部監査人がその株式会社に対する会計監査を実施し、会計処理の適正を期するとして、利害関係人の保護と企業の健全な発展に寄与」することを目的とする(「株式会社の外部監査に関する法律」第1条)。
- 7) 鄭源吉、「前掲文」、P.74。
- 8) 金融監督委員会は、金融機関に対する監督と関連した規定の制定及び改正、の2.金融機関の設立、合併、転換、営業譲受・譲渡等の認可・許可、金融機関の経営と関連された認可・許可、金融機関に対する検査・制裁と関連した主要事項、証券・先物市場の管理・監督及び監視等と関連した主要事項、その他の法令において金融監督委員会に付与された業務に関する事項を審議・議決することを主たる業務として設置値されている(「金融監督機構の設置等に関する法律」第17条)。
- 9) 証券先物委員会は、証券・先物市場の不正取引の調査、企業会計の基準及び会計監理に関する業務、金融監督委員会が審議・議決する証券・先物市場の管理・監督及び監視等と関連した主要事項に対する事前審議、証券・先物市場の管理・監督及び監視等のために金融監督委員会から委任された業務、その他の法令から証券先物委員会に付与された業務を遂行するために、金融監督委員会に設置された機関である(「金融監督機構の設置等に関する法律」第19条)。
- 10) 「会計処理に対する基準には『企業会計基準』と『連結財務諸表準則』、『企業集団結合財務諸表準則』、『業種別会計処理準則』等と企業会計基準等に関する解釈及び『企業会計基準書』と『企業会計基準解釈書』として構成される。この基準と上の会計処理基準は企業会計基準と呼ぶ(「企業会計基準」第1条の2)。
- 11) 韓国会計基準委員会、「前掲文」、(<http://www.kasb.or.kr/kai-kasb/NewStandard.nsf/accountview>).
- 12) 韓国会計基準委員会、「企業会計基準」第1条。
- 13) 韓国会計基準委員会、「前掲基準」第1条の3。
- 14) 韓国会計基準委員会、「前掲基準」第2条。
- 15) 韓国会計基準委員会、「前掲基準」第10条。
- 16) 韓国会計基準委員会、「前掲基準」第34条。
- 17) 金一燮、「韓国における会計改革」、『企業会計』第53巻第4号、中央経済社、2001.4、104頁。
- 18) 金融危機の当時に韓国政府が改革するに合議した事項中、財務情報の透明性を高めることに関する主要な内容は、銀行監督院及び保険監督院が設定した会計基準及び監査基準を全部撤廃する、関連監督の責任を全部証券監督院(現、金融監督院)に移転、独立的な会計設定機構の設立、国際的最高の実務と一致する自律機関としての韓国公認会計士の機能強化、会計基準及び監査基準を国際的的最高水準に改善、取締役の財務監督機能改善及び上場企業と金融機関において内部監査の効果性の強化、上場企業の分期財務諸表の開示等がある。(朱仁基、「IMF管理体制以後会計業界の課題」、『月刊公認会計士』、韓国公認会計士会、2000.10、http://www.kicpa.or.kr/dataroom/data06_view.jsp).
- 19) 韓国会計研究院の設立準備委員会で構成された13個の団体は、韓国公認会計士、大韓商工会議所、全国経済人連合会、中小企業協同組合中央会、韓国上場会社協議会、全国銀行連合会、韓国証券業協会、投資信託協会、生命保険業協会、大韓損害保険協会、韓国証券取引所、金融監督院、韓国会計学会である。この団体らは6月30日に創立総会のメンバーになる。その後、(株)KOSDAQ証券市場が追加さ

- れて、今の会員総会のメンバーは14の団体で構成されている
(http://www.kasb.or.kr/kai-kasb/kai_pre1.nsf/frame_kasb04).
- 20) 韓国会計基準委員会「前掲文」, 2000.9. (<http://www.kasb.or.kr/kai-kasb/NewStandard.nsf/accountview>).
 - 21) 崔鎮泳、「会計基準制定制度の現状と運営方向」, 『月刊公認会計士』, 韓国公認会計士会, 2000年11月号, (<http://www.fss.or.kr/data/brd/067/회계제도현황및운영방향.hwp>).
 - 22) 2000年の分担金の推移を見る場合、2001年に予想される支援金の総額は約20億ウォン内外で推定され、韓国会計研究院がその中で50%たる10億ウォンを基金として積立する場合、運営資金として使用することができる支援金は10億ウォンになる。これによって会員社たちの分担金が調整される場合、金融監督院の運営資金支援額は年間総運営資金所要額の60%以上と予想される(崔鎮泳、「前掲文」)。
 - 23) 崔鎮泳、「前掲文」, (<http://www.fss.or.kr/data/brd/067/회계제도현황및운영방향.hwp>).
 - 24) 韓国会計基準委員会、「前掲文」, (<http://www.kasb.or.kr/kai-kasb/NewStandard.nsf/accountview>).
 - 25) 外監法第13条(会計処理の基準)の第5項に、金融監督委員会は利害関係人の保護、国際的会計処理基準への合致等のために必要だと認められる場合には、証券先物委員会の審議を経て第4項の規定によって業務を委託され民間法人または団体(以下“会計基準設定機関”)に対する会計処理基準の内容を修正することを要求することができる。この場合、会計処理制定機関は正当な事由がない限りこれに応じなければならない(2000.1.12)。
 - 26) 崔鎮泳、「前掲論文」, (<http://www.fss.or.kr/data/brd/067/회계제도현황및운영방향.hwp>).
 - 27) 鄭基英外、「外部監査の必要性、問題点と改善方向」, 『経営経済第23輯』, 啓明大学校産業経営研究所, 1990.1, 332頁。
 - 28) 鄭基英外、「前掲文」, 332頁。
 - 29) 株式会社の外部監査に関する法律第2条及び同法施行令第2条「外部監査の対象」。
 - 30) 金炳鎬、「国際通貨基金体制と会計ラウンド下において企業会計基準の発展方案研究」, 『会計情報研究』第13巻, 2000.6, 187頁。
 - 31) 金鍾大外、「効率的な自律規制をための韓国公認会計士会の役割」, 調査研究報告書, 1999.8, (<http://www.fss.or.kr/data/brd/067/심포지엄.zip>).
 - 32) 「外監法」第4条の5第1項「前期監査人の意見陳述権」。
 - 33) 監査法人は監査人の業務過失によって、会社または第三者に対する損害を賠償するための韓国公認会計士会に損害賠償共同基金を積立するようにしている(「外監法」第17条の2第1項)。
 - 34) 朱仁基、「前掲文」, (http://www.kicpa.or.kr/dataroom/data06_view.jsp).